**令和６年度萩博物館夏期特別展「海の妖怪展」**

**広報宣伝等業務に関する公募型プロポーザル実施要領**

**１．趣旨**

この実施要領は、令和６年度夏期に萩博物館特別展・企画展開催実行委員会（以下「実行委員会」という。）が開催する特別展「海の妖怪展」の広報宣伝等の一括業務の受注候補者を、公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものである。

**２．主催者**

萩博物館特別展・企画展開催実行委員会

**３．業務の概要**

（１）名称

令和６年度萩博物館夏期特別展「海の妖怪展」広報宣伝業務

（２）目的

令和６年７月２０日（土）から同年９月２３日（月・祝）に開催する萩博物館夏期特別展「海の妖怪展」（以下「特別展」という。）において、コロナ禍の間に萩博物館から流出したと思われるターゲット層を再来場させ、かつ近県等から新たなターゲット層を開拓する広報宣伝を展開し、会期中の来場者数51,200人を達成させ、当館の夏期特別展の新しいブランドを構築することを目指す。なお、特別展そのもののターゲットは、山口県および近県の小学校３年生を中心とした小学生とその保護者とする。

（３）内容

特別展に関するテレビCM・SNS広告、その他媒体による広報宣伝の企画・手配・撮影・編集及び放映・配信など。詳細は別紙仕様書による。

（４）期間

契約締結日の翌日から令和６年１０月３１日（木）まで

**４．提案上限額**

金３，３００千円（消費税および地方消費税（以下、「消費税」という。）を含む。）

**５．企画提案の内容**

　（１）テレビＣＭの展開案

　　　　萩博物館の過去の夏期特別展においてポスター・チラシに次いで集客効果が認められたテレビでのスポットＣＭについて、ターゲット設定、コンテンツ例、放映局、期間、時間帯、数量の案を、下記のポイントを押さえて提案すること。

ア．ポスター・チラシ（参考として萩博物館ホームページの過去の夏期特別展の図案を参照）が６月下旬～開幕直前に山口県全域・島根県西部・広島県西部の小学校および一部の幼稚園・保育園の児童に配布され、そのコンテンツが萩博物館ホームページにも掲載されるという前提で提案すること。

イ．近年、萩博物館のテレビCMをあまり見かけなくなったという指摘があることを考慮し、山口県内のターゲット層が本展をテレビCMで認知する機会を創出すること。加えて、広島県・福岡県のいずれかまたは両方のターゲット層がテレビCMによって本展を認知する機会の開拓もすること。

ウ．コンテンツは、参考資料①「基本計画書」、及び現地説明会（下記９参照）で配布する参考資料②「展示イメージ案」と参考資料③「会場構成案」を参考にしつ、下記３点を踏まえて提案すること。

（ア）ビジュアル全体を通じたキーワードは「海」、「妖怪」、「陰陽師」（または呪術）

（イ）「体験・体感」型の「博物館展示会」としての世界観や期待感を表現すること。

（ウ）単一または複数の妖怪をデザインすること。妖怪の画像は現時点で許諾を得て使用できるよう手配しているものはないので、上記の資料などを参考にイラスト・ＣＧ等を仮制作したり、フリー画像やシルエット等を暫定使用したりすること。

　（２）SNS広告の展開案

　　　　萩博物館の展示会において、SNS広告の実施例は少なく、効果も未だ低い状況である。しかし、世間で「テレビ離れ」が進行していること、当館の最有力な広報手段である学校へのチラシ配布が今後も確実にできるとは限らないことを考慮し、新たな有力広報手段の開拓を期してSNS広告を実施する。そのターゲット設定、コンテンツ例、期間、数量などの案を、上記（１）のポイントを参考にしつつ提案すること。

　（３）その他の広報手段の展開案

　　　　上記（１）（２）以外にもテレビ中継、ラジオ番組、情報誌といった手段、全国の他の施設・行事において集客効果が認められつつある先鋭的な手段、特別展を含め萩市そのものが広く認知され夏期の来訪につながる広報手段の展開案等があれば提案すること。特に、全国各地に散在する妖怪ファンに特別展の存在を周知し、関心をもってもらったり、ファンの間での新たな連鎖反応を呼んだりすることが期待できる広報手段があれば積極的に提案すること。

（４）業務実行スケジュール

別紙仕様書に記載されている業務内容を実行するためのスケジュールを提案すること。

（５）業務実施体制

別紙仕様書に記載されている業務内容を実行するための人員体制について提案すること。

**６．参加資格要件**

この指名型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

（１）山口県または隣接県（広島県・島根県・福岡県）に本店・支店・営業所又はその他の事業所を有する企業、ＮＰＯ法人、その他の法人等であって、委託事業を的確に遂行するに足りる能力を有する者。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体等や、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）の統制の下にある団体等でないこと。

（２）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

（３）会社更生法（平成14年法律第154）に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生・再生手続き中の者。

（４）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は（暴力排除条例等）に該当する者。

（５）国税、地方税を滞納している者。

（６）法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者。

（７）過去３年間（令和３年以降）、国内の「登録博物館」または「博物館相当施設」の展示制作業務を過去に少なくとも1回以上実施した実績を有すること。

（８）萩市競争入札参加資格を有する登録業者であること。もしくは、この先のプロポーザル審査会（4月17日）までに萩市競争入札参加資格を取得する・できる見込みがあること。

**７．問合せ先・提出先**

萩市 商工観光部 萩博物館内

萩博物館特別展・企画展開催実行委員会事務局 担当：堀・川原・國弘

〒７５８-００５７

山口県萩市大字堀内３５５番地

電話 ：０８３８－２５－６４４７

ＦＡＸ：０８３８－２５－３１４２

Ｅ－ｍａｉｌ：muse＠city.hagi.lg.jp

**８．参加表明の方法**

実施要領を閲覧した後、当プロポーザルへの参加を決定した者、及び参加検討の意思のある者は、下記の要領で書類を提出すること。

（１）提出書類

ア．参加表明書 1部（様式第1号）

イ．事業者概要及び事業実績１０部（様式第２号）

※ただし、電子データで提出する場合は１部のみ提出すること。

（２）提出方法

持参、郵送、FAX、E-mailによるPDFや大容量ストレージ等による電子データの提出をすること（提出した際は電話で確認すること。）。なお、土曜日、日曜日、祝日、振替休日は、提出物の受け付けや電話対応は行わない。

（３）提出期限

令和６年３月２９日（金）１７時（必着）

（４）その他

ア．書類の作成や提出に係る費用は提案者の負担とする。

イ．書類提出後、個別事項に疑義がある場合は、実行委員会から質問することがある。

ウ．提出後の書類を事務局が点検した結果、参加資格要件を満たさないと判断された場合や、虚偽の記載があった場合は、下記の現地説明会及び当プロポーザルへの参加は認められない。

エ．後になって書類に嘘偽の記載が発見された場合や、下記１１－（１）－ウの納税証明書等が期日までに提出されなかった場合も、当プロポーザルへの参加が認められなくなるので注意すること。

オ．参加表明の後に当プロポーザルへの参加を見送ることになった者は、辞退届（任意様式）を上記７の提出先へ提出すること。

**９．現地説明会の実施**

上記８の参加表明をした者は、下記の現地説明会に参加すること。現地説明会では、当業務の仕様書を配布し、実行委員会事務局から特別展に関する補足情報、展示予定会場、設備、什器等の説明を行う他、質疑応答を行う。

（１）実施日時・場所

日時：令和６年４月１日（月）１３時　場所：萩博物館 講座室

（２）その他

ア．現地説明会は参加表明者全員に対し合同で行う。

イ．現地説明会に参加した後、当プロポーザルへの参加を見送ると判断した者は、上記８－（４）－オの辞退届の提出と合わせ、仕様書を上記７の提出先へ返却すること。

ウ．期日までに参加表明をしなかった者や、資料を提出しても内容により資格が認められなかった者は、現地説明会を含めそれ以降のステップに参加できない。

エ．上記８にて当プロポーザルへの参加資格が認められなかった者は、現地説明会への参加は認められない。

**１０．質問の受付**

（１）当プロポーザルの実施内容等に質問がある場合は、質問書（任意様式）を作成し、令和６年４月１０日（水）正午までに、上記７の問合せ先にて、持参、郵送またはFAX、E-mailによるPDFや大容量ストレージ等による電子データの提出により受け付ける（送信した際は電話で確認すること。）。なお、基本的に質問は土曜日・日曜日・祝日及び振替休日は受け付けない。

（２）質問者には、質問後数日以内に文書等で回答するとともに、質問及び回答内容を萩博物館ホームページに掲載する。（URL：<https://www.city.hagi.lg.jp/hagihaku> /index.htm）。

**１１．企画提案にかかる書類の提出方法**

上記８にて当プロポーザルへの参加資格が認められ、上記９の現地説明会に参加した者は、下記の要領で書類を提出することができる。

（１）提出書類

ア．企画提案書 １通及びその写しを１０部

「様式第３号」を鑑とし、企画案は鑑を除いてA３もしくはA４用紙に片面１０枚以内、または両面５枚以内にまとめて添付（企画提案の内容を補足する参考資料を含む。）。なお、企画提案書は1者につき1案までとする。

イ．受託費用見積書1通及びその写しを１０部

経費（企画構成経費、取材費、デザイン費、制作費、編集費等）の明細を算出し、その経費を記載すること。消費税を差し引いた金額で見積り、消費税相当額込みの金額も括弧書きで併記すること。

ウ．納税証明書の原本または写し（国税、地方税の滞納がないことの書類）1通

（２）提出方法

持参、郵送、FAX、E-mailによるPDFや大容量ストレージ等による電子データの提出のみ受け付ける（提出した際は電話で確認すること。）。

（３）提出期限

令和６年４月１２日（金）正午（必着）

（４）その他留意事項

ア．書類等の作成及び提出に係る費用は提案者の負担とする。

イ．選定された者の企画提案書に係る著作権及び肖像権については、契約締結時に発注者に移転する。選定されなかった者の企画提案書に係る著作権及び肖像権については提案者に帰属する。企画提案書に係る著作権及び肖像権について問題が生じた場合は、提案者が解決するものとする。

ウ．企画提案書等の提出後、個別事項に疑義がある場合は、実行委員会から質問することがある。

エ．参加資格要件を満たさない者が提出した企画提案書等及び虚偽の記載がなされた企画提案書等は無効とするとともに、選定の取り消しを行うことがある。

オ．企画提案書は１者につき１案とする。

**１２．審査・選考の方法**

（１）令和６年度萩博物館夏期特別展「海の妖怪展」広報宣伝業務に係る業者選定審査会（以下「審査会」という。）を設置し、各社の企画提案書に基づきヒアリング（応募者によるプレゼンテーション及び質疑）を実施し、審査を行う。

ア． 実施日時　　令和６年４月１７日（水）午後　※詳細は調整後別途連絡

イ． 実施場所　　萩博物館 講座室（山口県萩市大字堀内３５５番地）

ウ． 実施方法

（ア）参加者においては提出した企画提案書を使用してプレゼンテーションを実施し、提案内容を説明する。また、これに対する質疑に応答する。事前に提出された企画提案書の内容に関すること以外の説明は認めない。

（イ）プレゼンテーションの順番は、企画提案書の提出順とし、時間割等は別途通知する。

（ウ）各者のプレゼンテーションの後、質疑応答を行う。プレゼンテーションの時間は１者につき１５～２０分を予定しているが、詳細は調整後別途連絡。

（２）審査会は、別途定める審査要領に基づき、各審査員が個別に審査採点し、その点数を合計する方法により得点を算出して最も高い得点を得た者を最優秀提案者（受注候補者）として選定し、最優秀提案者以外の者についても得点順に順位付けを行う。

（３）審査会への参加に係る旅費等の費用は提案者の負担とする。

（４）審査において次のいずれかに該当すると判明した場合、その提案者は失格とする。

ア．提出書類に虚偽の記載があった場合

イ．審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

ウ．本実施要領及び関係法令において違反した場合

**１３．審査結果の通知及び公表**

審査結果（提案者本人の順位・得点、最高得点獲得者とその得点）は、提案者全員に文書で通知を行う。なお、審査結果に対する不服の申し立ては受け付けない。

**１４．契約の締結**

審査会による審査の結果、上記１２により最優秀提案者に選定された者と契約締結の協議を行い、契約を締結する。この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲での内容の変更の協議を含む。協議が不調の時は、上記１２により順位付けられた上位の者から順に契約の締結協議を行う。

**１５．契約の変更**

感染症や災害等の影響により、予定している特別展が中止または会期変更となることも想定され、これに伴う業務の延長や一部中止となる場合は、契約期間や委託料の契約変更を行うこととする。詳細については、契約前に協議を行い詰めることとする。

**１６．契約の解除**

受注者の参加資格要件、企画提案書等に虚偽の記載等が発生したときは、契約を解除することができるものとする。なお、受注者の都合により、発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の１０分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

**１７．契約までのスケジュール**

契約の締結に至るまでの手続及び時期は次の予定とする。ただし、参加表明書等・企画提案書等提出期限以外は状況に応じて前後する場合がある。

（１）参加表明の案内：令和６月３月２７日（水）

（２）参加表明書等の提出期限：令和６年３月２９日（金）１７時（必着）

（３）現地説明会の実施：令和６年４月１日（月）１３時

（４）質問の受付期限：令和６年４月１０日（水）正午（必着）

（５）企画提案書等の提出期限：令和６年４月１２日（金）正午（必着）

（６）審査会の実施：令和6年４月１７日（水）午後　※詳細は調整後別途連絡

（７）審査結果の通知：審査会の後３日以内（予定）

（８）企画提案等の協議：審査結果通知後ただちに

（９）契約締結予定日：４月中旬～下旬

**１８．その他の留意事項**

（１）使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

（２）提出期限までに参加表明書を提出しない者、現地説明会に参加しない者は、企画提案書等を提出できないものとする。

（３）参考資料①、現地説明会（上記９参照）で配布する参考資料②③、仕様書、及びそれらの内容物を当業務の企画提案以外の目的で使用してはならない。

（４）企画提案書類等が提出期限までに提出されない場合は失格とする。

（５）上記の書類等の作成、提出及びヒアリング等に要する費用は、その一切を提出者の負担とする。

（６）提出された書類等は、返却しない。

（７）提出された書類等は、提出者に無断で使用しない。萩市は、本プロポーザル手続き及びこれに係る事務処理に必要な範囲において、これらの書類等の複製、記録及び保存を行う。

（８）提出書類の不達又は遅配を原因とする提出者の不利益が生じても、実行委員会はこの責を負わない。提出者は、電話若しくはE-mailの着信確認を行うなどの適切な対策を講じること。

（９）提出期限以降における書類や資料等の差し替え及び再提出は認めない。